

# 赤尾の道宗

橋川正

一

蓮如上人に歸依した念佛の行者の中からこゝに赤尾の道宗を選んでその面影をしのぶよすがとしよう。赤尾といふのは越中の地名で、現今富山縣東礪波郡上平村大字西赤尾町ウシキベにその名を傳へ、同地の行徳寺(大谷派末)は道宗を開基とする寺である。私は未だその芳蹟を尋ねたことはないが、幸ひ昨大正十四年の御正忌に當り同寺住職道宗龍明氏が、住田智見先生の許に寺寶を携へて上洛されたので陪觀の機會を得たのである。同地は地圖で見ても知られる通り極めて交通不便な處で、陸路の難行をしない限り容易に行けないのであるが、京都に居ながら易々と寺寶を觀ることの出來たのは全く住田先生と道宗氏との御蔭であると、先づ篤く感謝せねばならぬ。又今道宗について筆を執るやうになつたのも、右に述べたことが直接の動機になつて居ることを言ひ添へておかねばならぬ。

道宗の俗姓や生年月については確かに知る由もないが上人が、明應五年閏二月二十八日に道宗に

賜はつた御文(帖外八二)に

ちかごろのことにてやありけん、こゝに越中國赤尾の淨徳といひしものゝをいに、彌七といひしをそこありけるが、年はいまだ三十にたらざりしものなりけるが、後生を大事とおもひて、佛法にこゝろをかけたるものなり。しかれば此六年のさきより當年まで、毎年に上洛せしめて、其内に年をとる事六年なり。

とあつて、赤尾の淨徳の甥に當ること、明應五年から六年以前といふと延徳三年であるが、その頃から上人に歸依するやうになつたこと、明應五年には未だ齡而立に達せざりしこと等が判る。實悟の拾塵記の中には道宗について「越中國五ヶ山ノ内赤尾ノ淨徳イフ者ヲイニ彌七郎ト云ヘルモノ侍リ、廿餘歳ノ比延徳ノ比ヨリ毎年上洛シテ山科御坊へ參リ聽聞シテ無ニ法儀ニ心ヲ懸テ侍リシガ出家シテ道宗トイヘル奇特ノ信心ノ行者ニテゾ侍リシ」と記す。實悟が右の本文中の「ヲイ」を塗抹して「子歟」といふのは前の御文に照して記憶の確かでなかつたことを證する。彌七郎といふのも同様で、同記の他の箇處には彌七郎とも記されて居る。一期記(二三六條)や御條々(二五五條)にも赤尾の彌七郎入道道宗とするが、郎の字を後に添加して傳へるやうになつたので、御文によればどうしても彌七でなければならぬ、又廿餘歳ノ比延徳ノ比とあるが、これは御文と相照應する文字で、延徳三年の比廿餘歳で、明應五年には未だ三十になつてゐなかつたことを明かにする。延徳三年

といふと上人は七十七歳であるから、老境に臨んで益々矍鑠たる上人と、越中の山中から上洛して來た醇朴な青年との對座が彷彿として吾々の眼前に描き出されるのである。

淨徳や道宗についてこれ以上知ることの出來ぬのは遺憾であるが、私は道宗龍明氏から左の如き郷傳を書き送つて貰つた。何かの參考の料にもと思つてこゝに原文のまゝ掲げておかう。

一、淨徳師入寂年月日ハ不明ナルモ、道宗ノ畫傳ニ道宗師蓮如上人ヨリ御名號頂戴歸國ノ上、淨徳ニ御名號(ヲ)捧グ居リ嘶シ居ラレタル傳ヘノ處ヨリ見レバ、明應八年蓮如上人御往生ノ頃ハ存命ノ事ト思ハレ候、又淨徳四十歳頃ニ角淵刑部左衛門死亡、彌七(道宗)ノ養育ヲセラレタル事ト思ハレ候。淨徳ノ年齢ハ六十歳餘リト思ハレ候。

二、道宗師ノ親父ハ平氏ノ子孫ニシテ角淵刑部左衛門ト稱ヘ居リ、村内ニ角淵ノ城跡ト云フアリ(今ハ柴山トナリアリ)城ノ下ニハ城ノ腰ト云フ玉石垣ニテ作りタル屋敷ノ形ノ所モアリ、村中ニ五輪塔ト云フ處ニ角淵ノ墓モアリ、依テ拙寺ハ角淵山行徳寺ト稱シ居リ、又道宗師ノ墓モアリ、道宗師十三歳ノ時親父死亡ノ事ニナリ居リ、依テ明應五年ノ蓮如上人ヨリ頂(キ)タル御文ニ淨徳ノ甥ニ彌七ト申スモノアリ、年三十歳ニタラズシテ六年前ヨリ毎年上洛シタトアル故道宗ノ親父ハ五十歳頃ニ死亡ト存セラレ候。

右の中に見える道宗の畫傳といふものは私の未だ實見しないものであるから、史料としての價值

は明かでないが、恐らく寺傳縁起をもとにしたものなるべくさほど確實性を有するものでなからうと思はれる。道宗が俗姓平氏であるといふのも、平家落人傳説の類なるべく、容易に信ずることは出来ぬが、郷傳に彩られた道宗の一面に接することが出来る。道宗が二十代の若い身空で上人を訪れるやうになつたのは、道宗自身の發心によることはいふ迄もないが、叔父淨徳の助言勸告によることであらう。而して淨徳がごうして上人を知つて居たかについては、上人がかつて越前吉崎に占據して大いに祖業恢復を行はれた餘波が越中の山奥迄も響いたからであらうと思ふ。吉崎時代に蒔かれた種子が芽を切つて、終に道宗をして遙々山科なる上人の許に道を求めしめたのであらう。

## 二

道宗はうぶなすなほな信の人であつた。上人の言葉に隨順する眞の佛弟子であつた。こゝに上人の言行録から道宗に關するものを一二引抄して見よう。

一、アカヲノ道宗マフサレサフラフ。一日ノタシナミニハ、アサツトメニカ、サジトタシナメ、一月ノタシナミニハ、チカキトコロ御開山様ノ御座候トコロヘマイルベシトタシナムベシ。一年ノタシナミニハ御本寺ヘマイルベシトタシナムベシト云々。コレヲ圖如様キコシメシヲヨバレ、ヨクマフシタルトオホセラレサフラフ。

一、道宗前々住上人へ御文申サレ候へバ仰ラレ候、文ハトリオトシ候事モ候ホドニ、タゞ心ニ信ヲ

ダニモトリ候へバ、オトシ候ハヌヨシ仰ラレ候シ、又アクル年アソバサレテ下サレ候。

一、道宗ハタマ一ツ御訶ヲイツモ聽聞申ガ初タルヤウニ難有由申サレ候。

一、善知識ノ仰成共ナルマジナンド思フハ大キニアサマシキ事ナリ、何タル事成トモ仰ナラバ成ベキト存ズベシ、此凡夫ノ身ガ佛ニ成ウヘハサテ在マジキト存ズル事ニベキカ、然レバ道宗、近江ノ湖ヲ一人シテウメヨト仰候共、畏リタルト申スベク候、仰ニテ候ハ成スコト事アルベキカト申サレ候。

以上御一代記聞書によつたが、仰條々や一期記にも大同小異の文言で收められて居る。これらにはさはやかな信の世界に息づく心の調べを傳へるものではないか。

道宗は心に溢れるよろこびを人にも傳へむとした。上人の足となり手となつてその聖業を助けようとした。けれども朴訥な道宗には、未信の人を統御するだけの力がなかつた。そこで上人に請ふて御文を得、これを以て傳道にいそしんだのである。前に擧げた帖外御文(八二)が即ちこれで上人自ら製作の由縁を述べられて居る。「かの男(道宗)のいはく、當流の安心のやう、かたのごとく聽聞仕り候といへども、國へくだり人をすゝめけるに、さらに人々承引せざる間、一筆安心のをもむきをふみにしるして、たまはるべき由、しきりに所望せしめて、田舎へまかりくだりて、人々にまうしきかしめんと申すあひだ、これをかきくだすものなり」と。かくして賜はつた御文を奉戴して

道宗は熱心に同郷の人々の教化に従つたことであらう。仰誓の編纂に係る、眞宗小部集附録卷二によると、彌七夫婦へ被下候蓮如上人の御文なりとて、右の御文と共に帖外一四六を収めて居るが、果してその傳への如くであるかごうか、明かでない。而して仰誓によれば御文の本書は淨徳寺庫中にあるといふが、淨徳寺は恐らく行徳寺の誤りであらう。寺院綜覽によると富山縣に現在眞宗の淨徳寺が五箇寺があるが、何れも該當しないやうである。而して後に述べるが如く、道宗の手許に外八二の一通が保管されてゐたことは明かである。

上人と道宗とが如何に肝膽相照したかは拾塵記に傳へられる左の逸話によつて窺ふことが出来る。

一、越中五ヶ山内赤尾村ニ道宗トイヘル入道アリ、若ク侍リシ時ハ彌七郎トゾ云ケル、若キ時ヨリ佛法ニ心ヲカケテ、年久本願寺御坊へ參詣ス、我尾ヲバ栖トモセスシテ、霜月ノ始ヨリノボリテハ十二月マデアリ、又年コモリシテ年明ヌレバ二三月ニ下テ、我屋ニハ一日二日アリテ、又賀州へ越テ同行中ニアルキ、寺々へコエテ、又ソレヨリハ一夏ノ間ノ聽聞セントテハ上洛シ夏中アリ、常ニ年ニ二度三度ノボリケレバ、シカシカト我國ノヤドニハ有事モナカリケリ、常ニ上洛スレバ尊老蓮如上人ノ御前ニマイリテ安心ノヤウヲ常々申上テ侍リケリ、志眞ナルコトヲ常ニ感ジオボシメシケルニ、上人ニ常隨シチカヅキタテマツリテ、長享ノ比ナリケルニ、道宗月日モタシカ

ニ語シカバ、オボエニケレド忘ニケリ、六七月ノ仲旬比月サヤカナルニ道宗ノボリテ參ケリ、ヤガテ御前へマイルベシトテ召ケルニ、南殿御亭ノ奥ノトオリノ南ノ縁ニマイテ、月明ケレドモ火モトモサレテ侍リシカバ、道宗ハ縁ニ月ノ光サス所ニアリケル、尊老上人ハ内ニクラクシ座シケルニ、マイリタル由下間駿河子今五郎左衛門被<sub>レ</sub>申入<sub>一</sub>ケレバ、アツキ折節ヨクゾ上落シタルト被<sub>レ</sub>仰テ、御ウレシゲニ御詞トモ被<sub>レ</sub>加シカバ、座ケル座敷カ、ヤキテ月ノ光内ニ入ケル歟ト道宗ミケレバ、上人御身ヨリ光ヲハナシ給ケルナリ、ヤ、シバラクアリテ光キエニケリ、光アリツルホド不思議ニ思ヒテ御相好ヲオガミケルト、道宗常<sub>レ</sub>タシカニカタリケリ、不思議ナリシ事也。

但し長享の比といふのは明かに誤りである。長享は延徳の直前の年號であつて、その頃に道宗はまだ上人に面謁して居ない。且つ上人が南殿に隱居したのは延徳元年八月二十八日(七十五歳)であつて、長享の頃に上人は未だ南殿に移つて居ない。南殿といふのは、山科本願寺の東約八町音羽の地に在つて、今の光照寺の境内である(京都府史蹟調査報告第七冊拙稿參照)。

道宗の信の告白として二十一箇條が傳へられてゐる。行徳寺に自筆の本書があるが(豎七寸七分五厘、横四尺六寸一分)、それには第八第九の二條を失つて殘缺本となつてゐる。本文は眞宗小部集に越中赤尾彌七入道道宗自籤二十箇條として收められ、近くは國文東方佛教叢書第四卷(隨筆)に道宗覺書として收められて居る。仰誓が二十箇條としたのは第二十條と第二十一條とを合條したから

で、二十一條と數へるのが正しい。鶯尾順敬氏は越中の行徳寺、道善寺（私云、行徳寺と同村大字新屋に在り大谷派末）に各一本あり、今二本を對照し、異同を註すとして、佛敎叢書に收められるが、自筆本によつて見ると大分異同があつて、いはるゝが如く果して二本を對照されたのであるか多少の疑ひがある。よつて今自筆本のまゝに左に掲出して置く、但し濁音及び句讀點は私に附する所である。括弧内の數字は條數を示す。

文龜元十二月廿四日思立候條

- 一、ごしやうの一大事、命のあらんかざりはゆだんあるまじき事。(一)
- 一、佛法より外に心にふかく入る事候は、あさましく存候て、すなはちひるがへすべき事(二)
- 一、ひきたつる心なく、おふやうになり候者、(心中)しんしゆをひきやぶりまひるべき事(三)
- 一、佛法におゐてうしろぐらきりやう心あらばあさましく存候て、てをひくおもひをなし、たちまちひるがへすべき事。(四)
- 一、心にひいきをもち候て、人のためにわるき事つかまつるまじき事。(五)
- 一、(冥)みやうのせうらんと存候て、人しり候はずともあしきことおぼひるがへすべき事。(六)
- 一、佛法のかたをば、いかにもふかくおもひ、しんかふ申、わがみをばごこまでもへりくだり候てたしなみ可申事。(七)



一、これほどのあさましきしんぢうもちたるよとおぼしめし候はん事こそ、かへすくもあさましく、かなしくつらく存候、今までの事をば、ひとすぢに御めんをあをぐといへども、かやうなるしんぢうなるものよとおぼしめし候はんこと、かへすく身ほどのつたなさかなしき、あさましくぞんぢ候、せんしやうもかゝるつたなきしんぢうにてこそ、いまかやうに候らめと申かぎりなくあさましく存候、もしくつゝに御めにかゝり候ても、こゝをあさましく存候、あらくみやうかなや、こんにちまでうしろぐらきをば、ひたさら御めんをあおぎ候、おうせにまかせまいり申べく候。(一〇)

一、もしこんみやうにちながらへ候て、のちほうぎぶさたになり候は、あさましやとひきやぶりたしなみ候べき事。(一一)

一、しんぢうにおごろき、しみくどなく候は、あらあさましや、もつたいなや、こんじやうはうへじに、こゝへじぬとも、此たびごしやうの一大事をとげまいらせ候はんことこそ、(無始 噴)むしかうこふよりののぞみ、此たびまんぞくなれと存候て、おもひきりわが身をせめてたちまちおごろき候べき也、それにもおごろき候はずば、これはさて此身はさて御ばちをかふふりたるかと存候てしんぢうをひきやぶり、御(同行)ごうぎやうにあいまいらせ候て、さんだん申候べく候、せめておごろ

き申べき事。(一二)

一、あやまつても、<sup>(睡)</sup>すいをはたらき、ねぶりふせり候て、此一大事をおもひまいらせず、いたづらにくらし候まじき事。(一三三)

一、ともがなきなど、<sup>(理)</sup>わが身にりをつけ候ことあるまじく候、うちの人々にあひ候て心におもひ候はずとも、<sup>(涯分)</sup>がいぶんたしなみ候て、まづ此一大事は、いかゞ候はんと申わたし候てしんぢうをおどろきたしなみ候はん事。(一四)

一、御だうぢやうのことをほんど心にかいぶん入候はん事。(一五)

一、われをにくみ候はん人をにくみたおし候はんやうに、しんぢうをもち候まじき事。(一六)

一、たゞねがわくは、此一大事に心をふかく入、ゆだんなく候へかしと存候、御ごうぎやうの御なをしをばやがてしたがいかし可申事。(一七)

一、ばんじ心にしうぢやくせずして、たゞねがわくは、わがこゝろ此一大事ばかりに、ふかく心を入候へかしと存候<sup>(?)</sup>斗候也。(一八)

一、かやうに申候は、あまりわが心ぢうおもひしれもなく、あさましく候ほどに、かやうに心をかたらいさだめ候ても、そのしるしも候べしとおもひ候て、かやうにいま申しくへにもいくへにも、人の御なをしにしたがいかし可申事。(一九)

一、ねがわくは御じひをべつしてかけられ、ひがめるかたへやらすして、おしなをしてたまわり候

へかしとおもひまいらせ候事、たの事なく候。(二〇)

一、あさましのわがころや、ごしやうの一大事をとげべ(き事)□□ならば、いちめいをももののかすと

もおもわず、おうせならば、いづくのはてへなりとも、そむき申まじきしんぢうなり、又たうてん(唐天)

ぢくへなりとも、もどめたづねまいらせ候はんとおもふ心にてあるに、おうせにしたがい、うし

ろくらくなく、ほうぎをたしなみ候はん事は、さてやすきことにてはなきかごよ、かへすくわ

がころこんじやうは一たんなり、いまひさしくもあるべからず、かつへてもしに、又はこゝへ

てもしに、かへりみずごしやうの一大事ゆだんしてくれ候な、わがころゑかへすくゝいま申と

ころちがはず身をせめて、たしなみきり候べく候、かへすくゝ御おきてはつとをそむかすして、

しかもないしんにわ、一ねんのたのもしさ、ありがたさをもち候て、(外相)げさうにふかくつゝしめ申

てくれ候へ、わが心へ。(二一)

文龜元年といへば上人遷化の翌々年で道宗正しく三回忌に當る年であるが、時に道宗は三十二三

歳であつた筈である。この告白を前の聞書等に記されて居る所と對照するならば、符節を合する思

ひがする。又その假名遣の區々であることや口語體を交へた行文によつて、道宗の素養の程も窺は

れ、その朴質さを裏書きするに十分であらう。けれどもその飾らぬ詞から信の光は強く輝き出て居

る。

なほ大和郡山光慶寺第七世唯宗自箴二十箇條が眞宗小部集に收められて居るがこれは仰誓のいふが如く、「道宗自箴ノ書ヲエテ、光慶寺唯宗寫サレタルモノ」であらう。

道宗と上人との關係については細々述べたが、現に行徳寺に傳へられる上人自筆の御文一綴と道宗書寫の二綴の御文とは更にこれを實證する屈強の史料として擧げねばならぬ。先づ順序として前者から述べるならば、上人自筆の御文は墨附二十五葉より成り内題に「消息文明第五第六」とあつて、右下隅に「兼壽」と自署されて居る。その筆蹟より鑑査して上人の自筆に係ることは疑へない。而してその内容は左の八通より成る。

- 一、當流安心沙汰事 (内二ノ二。文明五、一二、一二)
- 一、福田門徒信心事 (外二七。同五、一二、一九)
- 一、霜月報恩講事 (外二三。同五、一一、二二)
- 一、一向宗トイフイハレナキ事 (外一八。同五、九、二二)
- 一、多屋内方教化事 (内二ノ一。同五、一二、八)
- 一、霜月報恩講沙汰事<sup>(この一  
行塗抹)</sup> (外二一。同五、一〇、三)
- 一、多屋坊主述懷事 (外二五。同五、一二、二二)
- 一、對名號安心事 (内二ノ七。同六、三、三)

以上八通を検するにその中七通迄は文明五年の製作に係り、最後のものも文明六年三月三日清書之とあるから原作は以前に溯るかも知れぬ。何れにしても内題表示の如く文明五年六年の御文である。この一綴の御文は、御文研究の上から見て重大な意義を有するのであつて従來の説を補正する點が少くない。御文の名稱に就いては校訂違如上人御文全集の終に禿氏祐祥氏のものされた御文解説が最も要領を盡して居るが、上人自ら消息と題されたことは大いに注意しなければならぬ。而して御文の蒐集に關する最も古い事蹟としてはこれ迄文明五年に蓮崇のなせることが、擧げられてゐるが、この一綴によつて上人自らそれを行はれたことも明かとなるのである。この一綴が道宗の要望によることは想ふに難くないが、御文の意義を考へしめる有力な資料といはねばならぬ。なほ本文校訂上よりいふも、甚だ尊重すべき節々が少くないのであつて、今それを一々擧げて居る違はないが、内二ノ二の終には現流本に見えない。

私ノ此文ニミルニ此御コトバハ(私云、聖人ノイハク、タトヒ牛ヌ)當流ノ信心ヲヨクエタル行者ハ、身ニモソノフルマキヲミエベカラズ、イハンヤコトバニモイフベカラズトイヘルコ、ロナリトシルベシ。

といふ語があつてこれを塗抹して居られるのである。外一八の末尾も現流本とは稍異つて  
コレスナハテ信心ヲ決定シテ、淨土ニ往生スベキ他力眞宗ノ行者トナヅクベキモノナリ、アナカ

文明五季九月下旬第二日至子己刻賀州山中湯治之内書集之訖 所送寒暑五十八歳  
となつて居る。

次に道宗寫傳本の一は御文十一通を收めるが(墨附二十葉)、一通毎の終に上人自筆本より寫した  
ことを附言し且つ本書の所在地を明記して居るのは貴い。即ち左の如くである。

- 一、内一ノ七。以御筆直ニうつし申候也、正本ハ若狭小濱隼人殿ニ在之。
- 二、内二ノ一。以御筆スキウツシノ御本ニテウツシ候、正本ハカシフヨシフヂニ候ナリ。  
(加州 吉藤)
- 三、内二ノ四。以御筆直うつし申候也、正本ハ波佐谷殿宰相様(私云、上人の第  
十六子兼縁遠悟)に御座候也。
- 四、内二ノ一五。以御筆直ニうつし申候也、正本ハ吉藤淨道在之。
- 五、内三ノ八。以御筆直うつし申候也、正本ハ加州吉藤在之。
- 六、外八〇。以御筆直寫申候也、正本ハ加州小松ノ了珍(私云、一期記二一三條、  
空善聞書一四二條に見ゆ)ニ御座候也。
- 七、外八二。以御筆直ニうつし申候也、正本ハ赤尾道宗ニ候也。
- 八、外九二。以御筆直ニうつし申候也、正本ハ大和世□郎(私云、一期記二八九條に見  
ゆる飯貝の興次良き同人か)町衛門殿イマハ山科殿ニ候也
- 九、外九四。以御筆直うつし申候也、正本ハ加州寺井ニ御座候也。
- 一〇、外九九。上様ノ以御筆直うつし申候也、正本ハ加州本光寺候也。

一一、外一〇五。以御筆直寫申候也、正本ハ加州石河郡川原ノ妙覺候也。

右の中外九九の如き現流本との出入甚しくその末尾の如きも道宗本には

明應七年九月廿八日書之

八十四歳

右此如御文可爲信心決定候、能々御通門徒中可有勸化事肝要候 御判御判モ上様ノ御ハン也

とあつて、月日も相違して居る。而してこの十一通道宗本の識語には左の如くある。

此一帖十一通ノ御文ハ、九通ハ御筆ヲモテ直ニウツシ申候也、一通ハ上様ノ以御筆直ニうつし申  
一通ハ御筆ヲモテ、スキウツシノ御本ヲモテ直うつし申候也、何モ一字モ加減ナク候、クダリモ  
カナヅカヒモ御本ノゴトク也。道宗

道宗の忠實さをよく示すと同時に、道宗本によつて自筆本を知ることにも出来る。

なほ他の一の十二通道宗本(墨附十九葉)は、内容は左の八通より成り殘簡となつてゐる。前に例  
して擧げて見よう。

一、内二ノ一。以御筆御寫し御本にて又うつし申候也、正本ハ波佐谷殿たしごのに御座候也。

(私云、十一通道宗本の第二通と同じ御文で  
あるが、本書は數本あつたものと見える)

二、外二五。以御筆御寫御本にて又うつし申候也、二本大和國吉野ニ在之。

三、外四九。以御筆御うつし候御本にて又寫申候、正本ハ加州長流谷殿ニ御座候也。

四、外五六。以御筆御うつし候御本にて又うつし申候也、正本ハ加州するのふ行觀所持候也。

五、内四ノ八。以御筆御うつし候御本にて又うつし申候也、正本ハ寺井在之。

六、外七七。以御筆うつし候御本にて又うつし申候、正本ハ山科殿御番衆□殿ニ在之。

七、外九九。以御筆御うつし候御本にてうつし申候也、正本ハ若狹小濱隼人殿ニ御座候也。(私云、十一通)

道宗本第十通參照。この本書も加賀にも若狹にもあつたと見える

八、内四ノ一四。以御筆御寫し御本ニテ又(以下不明)高田殿様之御内駿河殿ニ御座候也。(私云、この駿

河殿は下間光宗法名善宗は別人であらふ)

この道宗本の識語には

此一帖十二通ノ御文ハ以御筆□御ウツシ候御本ニテ慥寫申候也、何モ御本ノ如ク也。道宗

前の十一通本は上人自筆の本書から直ちに寫したのであるが(但し第二通を除く)、この十二通本(實は八通本)は、自筆には相違ないが上人の手控(複寫本)から寫した趣が觀取され、稍々その性質を異にすることを現はして居る。これらの御文を道宗が何時蒐集したか、その年代の明記を闕くが御文流傳の沿革からいつて道宗の功績を沒することは出来ない。

信の人として終始した道宗の面影を以上臚氣ながら描き出し得たことを以て満足しなければならぬが、その示寂の年時も明かでない。行徳寺の寺傳によれば、六十五歳を一期とし五月二十日に往



生の素懷を遂げたといふ。暫くこの寺傳によるならば、天文の初年に示寂したことになる。道宗はもとより邊土無名の民であるけれども、煌々たる信の炬火を高くかざしたがために、不滅の生命に直參し得たのである。